

## 防府都市計画地区計画の変更（防府市決定）

防府都市計画中央病院跡地地区計画を次のように変更する。

### 1 地区計画の方針

	名 称	中央病院跡地地区計画
	位 置	防府市八王子二丁目の一部
	面 積	約 2.5 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、本市のほぼ中央に位置する県立中央病院跡地である。 中心市街地に残された希有な用地であり、健全で魅力ある都市生活の活動拠点として計画的な土地利用を図ることを目標に地区計画を策定する。
	土地利用の方針	周辺地域をも考慮した、良好な商業業務地域としての形成保持に努める。
	地区施設整備の方針	幹線道路（主要地方道防府停車場線）に接続する地区内道路（W＝12m）が整備済みであるので、これを維持保全する。 また、公園1ヶ所を地区施設として適切に配置する。
	建築物等整備の方針	1 市民各層の生活要求の変化に対応した、健康的で魅力ある都市生活をおくる拠点となる施設の立地を行うこととし、トレーニングジム、スタジオ、音楽ホールなどの娯楽施設と、飲食店、店舗、展示場などをあわせもつ複合施設、防府中高年齢労働者福祉センター、（財）山口・防府地域工芸地場産業振興センターや結婚式場等の施設を配置する。 また、この指針に基づき、建築物の用途の制限を行う。 2 隣接する周辺地域への環境悪化の防止と、ゆとりある都市空間の形成のために、建築物の高さの制限及び建築物の壁面の位置の制限を行う。

2 地区整備計画

地区	施設及び規	配置模	公園	名称	面積	適要
				八王子公園	約 0.08ha	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限 (知事承認)	当地区内には、次の各号に掲げる建築物はこれを建築してはならない。			
			1	住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿		
			2	学校		
			3	神社、寺院、教会その他これらに類するもの		
			4	老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		
			5	病院		
			6	ホテル又は旅館		
			7	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの		
			8	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
			9	個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの		
			10	倉庫業を営む倉庫		
			11	自動車教習所、畜舎		
			12	工場		
			13	危険物の貯蔵又は処理に供するもの。ただし、自家の用に供するものを除く。		
		建築物の壁面の位置の制限	当地区内の建築物は、計画図に示す壁面線の範囲内において建築しなければならない。ただし軒の高さが2.3m以下の附属建築物については、この限りでないものとする。			
		建築物の高さの最高限度 (知事承認)	当地区内の建築物の地盤面からの高さは、計画図に示す限度を超えてはならない。			

「区域、建築物の壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度は計画図図示のとおり」

# 防府都市計画地区計画の変更

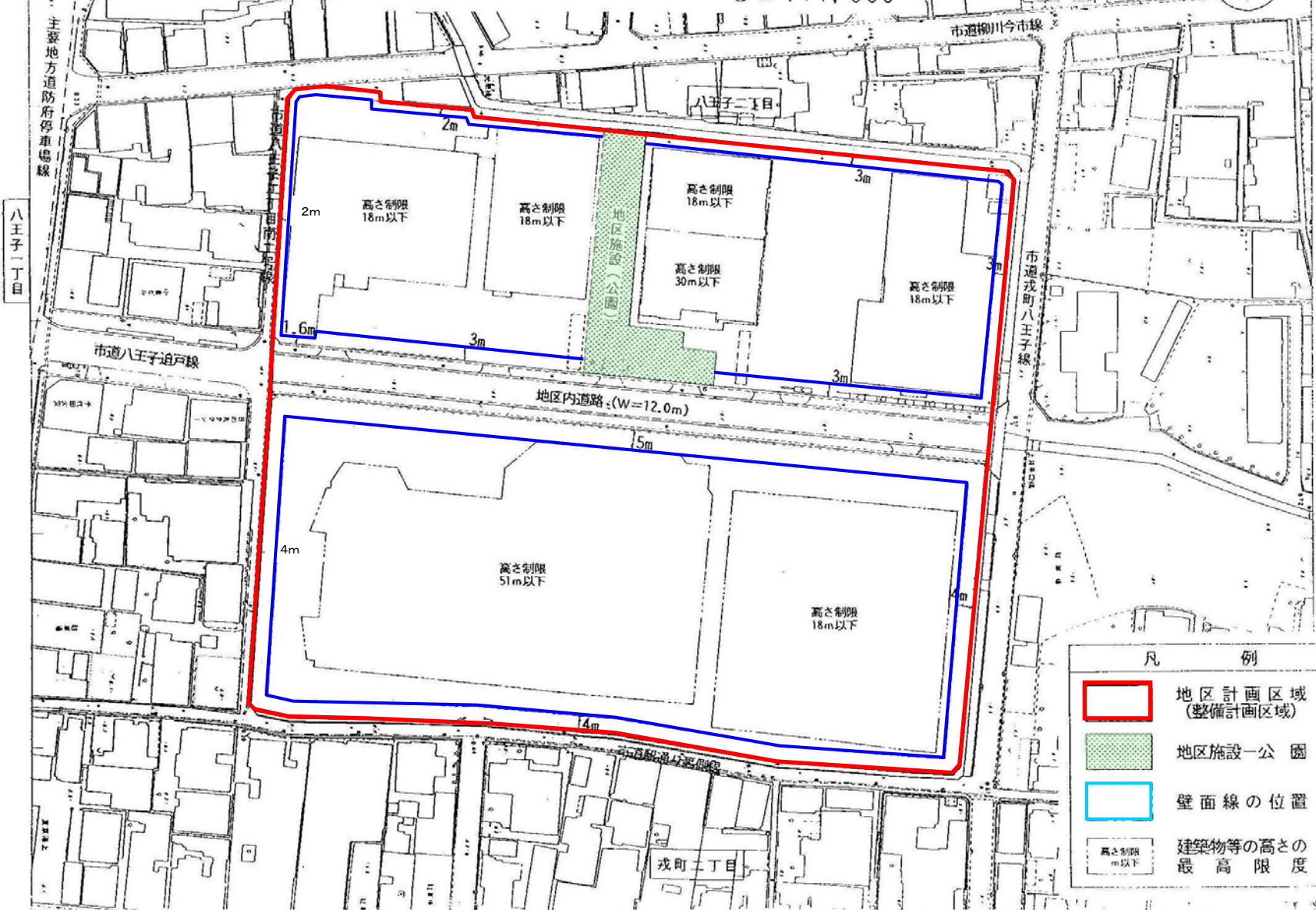
(中央病院跡地地区計画)


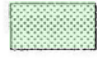

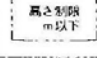
縮尺 S=1:10,000



# 中央病院跡地地区計画図

S = 1 : 1,000



凡 例	
	地区計画区域 (整備計画区域)
	地区施設—公園
	壁面線の位置
	建築物等の高さの 最高限度